

平成 17年 8月 23日(第1版) 平成 17年 9月 1日(第1.1版) 平成 17年 12月 10日(第2版) 平成 18年 9月 25日(第3版) 平成 23年 4月 1日(第4版)

# 石綿含有成形板の 解体等の作業(レベル3)における 石綿粉じんばく露防止対策

石綿障害予防規則から ―(第4版)

建設業労働災害防止協会監修 (平成18年5月30日)

ケイミュー株式会社 石綿問題対策本部

# 目 次

1.	解体	等の作業を行う場合の石綿障害予防規則の概要・・・・・1P
	1-1	本マニュアルの前提・・・・・1P
	1-2	建物の解体等について・・・・・1P
	1-3	石綿を含有した窯業外装材の解体等に必要な対策・・・・・1F
		(1) 事前調査(工事店の義務)・・・・・2P
		(2) 作業計画(工事店の義務)・・・・・2P
		(3) 届出·····2P
		(4) 特別教育(工事店の義務)・・・・・2P
		(5) 作業主任者(工事店の義務)・・・・・2P
		(6) 保護具等(工事店の義務)・・・・・2P
		(7) 湿潤化(工事店の義務)・・・・・2P
		(8) 隔離・立入禁止等(工事店の義務)・・・・・2P
		(9) 注文者の配慮(施主の義務)・・・・・2P
2.	事前	の対応·····3P

2-1 特別教育·····3P

2-4 事前調査・・・・・5P

2-2 作業主任者の選任・・・・・3P2-3 装備類の準備・・・・・4P

2-5 作業手順に関する計画書の作成・・・・・6P

3.	現場	号での対応・・・・・7P
	3-1	足場・養生シートの設置・・・・・7P
	3-2	掲示板の設置と防護具の装着・・・・・7P
	3-3	湿潤化·····8P
	3-4	手ばらし作業・・・・・8P
	3-5	廃材の分別集積、一時保管・・・・・9P
	3-6	清掃その他・・・・・10P
	3-7	廃材の搬出・・・・・11P
	3-8	保護具の管理・・・・・11P
	3-9	作業記録·····11P
4.	安全	衛生12P
	4-1 f	呆護具12P
	4-2	特別教育⋯⋯12P
	4-3	作業主任者の選任・・・・・12P
	4-4 (	建康診断・・・・・12P
Ž	参考	

石綿含有建材(レベル3)撤去の作業計画書、兼記録

# 1. 解体等の作業を行う場合の石綿障害予防規則の概要

石綿障害予防規則(以下石綿則)によれば、石綿製品(石綿等)は、その性状や飛散性の度合いによって、三つの レベルに分けられ、それぞれ対策を求められています。

レベル1 (飛 散 性): 石綿含有吹き付け材

レベル2 (飛 散 性): 石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材など

レベル3 (非飛散性): レベル1、レベル2以外の石綿含有建材(たとえば、成形板など)で、石綿を含有した窯

業外装材が該当する。破砕、切断等の作業においては、湿式作業を原則とし、発じんレベ

ルに応じた防じんマスクを必要とする。

## 1-1 本マニュアルの前提

石綿を含有した窯業外装材は成形板であり、レベル 3 に該当しますが、本マニュアルは、窯業外装材を釘などを抜いて取り外し、破損させないことを前提に、建物の解体、改修を行う場合における窯業外装材の取り扱いについて、概略をまとめたものです。したがって破砕を伴う場合は、本マニュアルは対象外です。また、改修を請け負う場合、吹き付け石綿等が直接工事の対象物になっていないときでも、周辺に存在するようなこともありますので、そのようなときには、建設業労働災害防止協会の「建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防」特別教育用テキスト等を参考に対策を立てる必要があります。なお、詳細については所轄の労働基準監督署に相談してください。

## 1-2 建物の解体等について

労働基準局の通達では、石綿則における「建物の解体、破砕等」には改修も含まれるとし、この改修について「建材を全面的に取り替える等の作業をいい、小規模な作業は含まない」としています。しかし、小規模な作業かどうかには判断が伴いますので、部分的な改修に付いても石綿則に準じて万全な対策を採れば、問題は少ないと思われます。

# 1-3 石綿を含有した窯業外装材の解体等に必要な対策

対象作業	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物等							
	1	石綿等が吹付けられ	②耐火被覆材等					
実施すべき事項	⑦耐火建築物 又は準耐火建築 物における除去	<b>④その他の除去</b>	⑦封じ込め・吊り ボルトを取り付け る等の囲い込 み	① ⑦以外の囲い 込み(作業はレベ ル2相当)	の除去(粉じんを 著しく飛散するお それのあるもの) 【レベル 2】	<ul><li>③ ①、②以外の 建材の除去 【レベル3】</li></ul>		
事前調査	0	0	0	0	0	0		
作業計画	0	0	0	0	0	0		
計画の届出	0							
作業の届出		0	0	0	0			
特別教育	0	0	0	0	0	0		
作業主任者	0	0	0	0	0	0		
保護具等	0	0	0	0	0	0		
湿潤化	0	0	0	0	0	0		
隔離	0	0	0					
作業者以外立入禁止				0	0			
関係者以外立入禁止	0	0	0	0	0	0		
注文者の配慮	0	0	0	0	0	0		

②は、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材を指します。

(建築物の解体等の作業における石綿対策:厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署より)

#### (1) 事前調査(工事店の義務)

解体等を行う場合には、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図書、分析等で調査を行ってください。石綿を含有した窯業外装材が使われている場合、あるいは不明な場合は、石綿則に従って、対策を行ってください。また、結果は必ず記録し保管してください。(第3条関係)なお、廃棄物処理に付いても、法律を遵守し行政の指導に従って下さい。

#### (2) 作業計画(工事店の義務)

作業を行う場合には、事前に作業方法(順序)、石綿粉じんの発散を抑制(防止)する方法、作業者への石綿粉じんのばく露を防止する方法等作業計画を文書で定め、関係作業者に徹底してください。(第4条関係)また、結果は必ず記録し保管してください。

#### (3) 届出

石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがある作業 (レベル1、レベル2) を行うときは、あらかじめ、石綿ばく露防止のための措置の概要等記載した作業届けを所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。手作業による石綿含有成形板の撤去等粉じんの発散が比較的低い作業 (レベル3) を行うときは、石綿則に基づく届出は必要ありません。(第5条関係)

ただし、その他の届出制度(建設リサイクル法、都道府県・市町村条例等)で、届出が必要な場合は、これを 遵守してください。

#### (4) 特別教育(工事店の義務)

作業者に、石綿の有害性、使用状況、粉じん発散を抑制するための措置、ばく露の防止に関し必要な事項及び 保護具の使用方法の教育を行ってください。(4-2 参照)(第 27 条および附則第 10 条関係)

### (5) 作業主任者(工事店の義務)

特定化学物質等作業主任者技能講習を平成 18 年 3 月 31 日までに終了した者、又は石綿作業主任者技能講習を 平成 18 年 4 月 1 日以降に修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任してください。その作業主任者は、 作業計画に基づき作業方法を決定し作業の指揮監督及び、保護具の使用状況の監視を行ってください。(4-3 参照)(第 19、20 条関係)

#### (6) 保護具等(工事店の義務)

作業者は、保護具、保護衣を使用し、その保護具等は付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。(4-1 参照)(第 14 条関係)

## (7) 湿潤化(工事店の義務)

解体等を行うときは、窯業外装材を湿潤な状態にしてください。(第13条関係)

# (8) 隔離・立入禁止等(工事店の義務)

作業場所に、関係者以外の者が立入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示してください。 また、作業者の見やすい箇所に、石綿等を取扱う作業場である旨等の掲示板を設置してください。 (第 15 条、34 条関係)

## (9) 注文者の配慮(施主の義務)

法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。 (第9条関係)

## 2. 事前の対応

解体等の作業へ取り掛かる前には、以下の準備が必要となります。

- ●「作業従事者への定められた特別教育の実施」
- ●「石綿作業主任者(現場監督)の選任」
- ●「定められた装備類の準備」
- ●「現場での作業手順に関する計画書の作成」

# 2-1 特別教育

特別教育用テキスト「建築物の解体・改修工事における石綿障害の予防」を作業者に配布するなどして、約 270 分の座学研修を実施します。

- ●教育の内容
  - ①石綿等の有害性(30分)
  - ②石綿等の使用状況 (60分)
  - ③石綿等の粉じん発散を抑制するための措置 (60分)
  - ④保護具の使用方法 (60分)
  - ⑤その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項(60分)



〈参考〉



# 2-2 作業主任者の選任

作業主任者とは「特定化学物質等作業主任者技能講習」を平成 18 年 3 月 31 日までに終了した者、又は「石綿作業主任者技能講習」を 平成 18 年 4 月 1 日以降に終了した者の事を指します。 選任された 作業主任者の名前はそれぞれの現場で明示します。



「特定化学物質等作業主任者技能講習」修了証の例



### 2-3 装備類の準備

(1) 防護具の準備

作業者が装着する一般的な防護具の例を以下に示します。

- ●防じんマスク・・・・・作業レベルに対応したマスクを使用する。レベル3の作業で、手作業等で発じんが小さい場合は、半面形の取替え式防じんマスク(粒子捕集効率95%以上のもの)を使用する。
- ●作業着…… 粉じんの付着しにくいものを用意します。
- ●手袋……素材がすべすべしたもの、粉じんの払い落 とし易いもの。









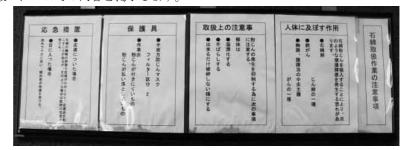
半面形防じんマスク RS2・RL2

作業着の標準的な服装です

### (2) 掲示板の準備

現場に設置する3種類の掲示板を目的に応じて用意します。

- ●作業者への掲示・・・・・ 石綿の取扱いについての内容を掲示します。
  - ①人体に及ぼす作用
  - ②取扱上の注意事項
  - ③保護具
  - ④応急処置



- ●近隣への告示 … 現場での作業内容を掲示します。
  - ①作業の概要
  - ②石綿粉じん飛散防止 措置の概要
  - ③作業主任者 等





- ●立入禁止の掲示・・・・・現場へ関係者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を掲示します。
- (3) 現場での準備品

撤去作業で使用する工具・機器を準備します。

- ●発じん抑制(湿潤化)のための機器:携帯噴霧器等
- ●手ばらし作業のための工具類





# 2-4 事前調査

解体等を行う建物に石綿が含まれている材料が使用されているかどうかを事前に調査し、もし石綿が含まれている建材があった場合、または石綿が含まれているかどうか不明な場合は、石綿粉じんばく露防止対策を立てる必要があります。

事前調査には、設計図書等による第一次スクリーニングと、現場で調査、確認する第二次スクリーニングがあり、 次の手順で行います。なお、事前調査の実施者は、石綿作業主任者、特別教育修了者等石綿に関する一定の知識 を有している者が行う必要があります。

#### (1) 第一次スクリーニング

建物の設計図書等により、石綿を含む建材がどこにあるかを把握します。その時に建築物所有者、あるいは 解体等の工事の発注者は、工事の請負人に対して、設計図書等の情報を通知するように努めなければなり ません。

窯業外装材に付いては、メーカー、商品名と工事時期がわかれば、その該当するメーカーに問い合わせすれば、石綿の有無について判断できる場合があります。

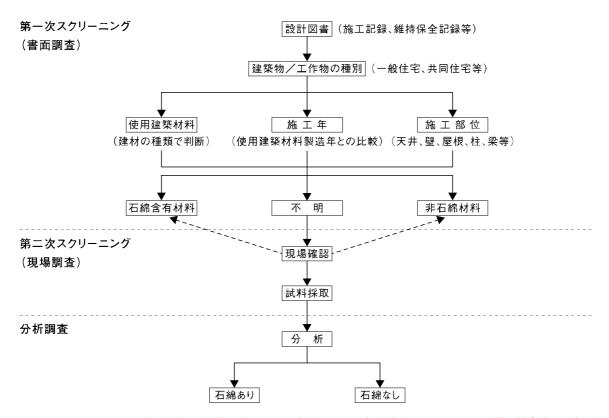
# (2) 第二次スクリーニング

設計図書等の調査で不明な場合は、現場を調査します。石綿が含まれているかいないか判断できないものについては、現場で分析試料を採取し、分析機関に依頼して石綿の有無を判断します。

窯業外装材に付いては、裏面にロット番号が示されている場合があり、それにより分析することなく、正確な判断ができる場合があります。

### (3) 不明の場合

石綿が含まれていると判断されたものについては、レベル3としての石綿含有建材対策が必要となります。 石綿が含まれているかどうか判断できず、かつ分析を行わなかったものに付いても同様です。



(建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル:建設業労働災害防止協会より)

なお、一般戸建住宅の場合、書面調査だけで断定するのは危険です。少なくとも現場で確認することをお勧めします。現場でロット番号を特定できれば、より正確な判断ができる場合があります。調査の詳しい手順は、「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)等が参考になります。

# 2-5 作業手順に関する計画書の作成

石綿等による作業者の健康障害の防止を目的として、作業内容・作業手順の理解を徹底するために、各現場ごとに作業計画書を作成します。この計画書は作業記録書としても活用します。

[作業計画書として]

[作業記録として]

①事前調査

③除去に関する措置・作業者名

②工事前の措置概要

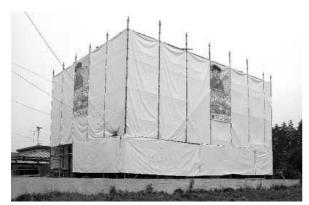
- ⑥撤去工事の完了時の特記事項
- ③除去に関する措置・作業者名
- ④作業内容および解体方法
- ⑤廃棄物の発生見込み量

_ ^	次の内容を関係作業			_ M4 = 1 -	. <b></b> -	- 4-	施工	●管理NO <b>050</b>	
	石綿含有	建材(レベル3	3)撤去の 🕈	作業計画	書、兼言	记録	事業者	* KMEWI	事 (株)
1.	作業実施場所に	関して				•	作成	平成 17 年 8 月	<b>∄</b> 10 l
	現場名 ●	KMEW	様邸	住所●	○○県○○	市0000	)		
2.	建築物の構造					;	3. 建物(	の階層	
	レー木造	鉄骨鉄道	筋コンクリ─ト	造	失筋コンクリー	−ト造		平屋建	2階建
	鉄骨造		―トブロック造	<u> </u>	その他			3階建	その作
4.	建築物に関する	調査結果	● 実施日	17年7	月 24 日	● 調3	t者 KN	IEW太郎	
	① 建築物の状況 (築年数等)	● 建築後30	O年の住宅		② 周辺のホ	犬況  ●	30年前に	開発された住宅地	<u>t</u>
	③ 石綿含有建材	● 撤去する	屋根材は石綿	常含有建材	④ 施工場所 部位	र्म. ●	7. 工程こ	との作業内容のと	:おり
5	□ の有無 工事着手前に実		の内容		마가				
ა.		1		トセルの	② 極山奴	\$Φ   <b>6</b>	動物の声	個と南側が送りに	あり
	① 作業場所の   確保	● 産根勾配 足場設置	は3寸。規定 で対応。		② 搬出経路 確保			側と南側が道路に 搬出環境は良好。	
	③ 残存物品の 排出の確認	● 既存の屋	根材は全て捕	放去、排出。	④ その他の 特記事項		(有) S産業 対応。	美を協力会社として	Ξ.
6.	<u></u> 石綿含有建材の	<u></u> 除去前、除≠		 )内容					
	① 作業主任者の 選定	KMEW	V 51/	<del></del> §格) 50371号-	5)		6)		
	②作業従事者名	1) KMEW -	-	KMEW 二自	⅓ <sup>3)</sup> K	MEW 三良	ß <sup>4)</sup>	KMEW 四郎	
	③ 労働者への	(要) 不要	(作業服等)		; シューズカバ			保護眼鏡	
	粉塵ばくろ措置	要不要	(呼吸保護)	当面形成	」 塵マスク・R	83, RL3	レ半面を	 ド防塵マスク-RS2	RL:
	④ 作業場所への 立入禁止措置	要不要	レ 立入禁 の掲示		⑤ 作業内容 近隣への		不要	レ 作業内容の の掲示	看板
	⑥ 労働者への 作業内容掲示	要不要		取扱い作業 事項の掲示	⑦ 周辺環境	竟対策 要	不要	レ 規定とおりの 養生シートのI	
7.	工程ごとの作業に	<del>└────</del> 内容、及び、タ		7 20 120					
	工程 作業内容		法		同左の分類		去   粉し	 こん発散防止·抑止	方法
		材の取り外し	3 種類		5		6		
							1.	湿潤化する	
	屋レ有	なし		ラーベスト	レ 手作				き用
	屋 レ 有 根 ② レ 手作	業	⊐□	コニアル		業 .機械の併月		電池式噴霧器を依	
	屋 <u>レ</u> 有 根 ② レ 手作 手&			コニアル			月(方法)	電池式噴霧器を仮 湿潤化できない	
	屋 レ有根 ②レ手作	業	⊐□	コニアル					
	屋根 ② レ 有作 ② レ 手作 材 (理由)	業機械の併用	④ 部位	コニアル	手&		月(方法)		
	屋根葺き (理由)	業	④ 部位	コニアル		機械の併月	(代替)		
	屋根葺き材(理由) 「理由) 「理由)	業 機械の併用 上部構造部の レ なし	④ 部位	コニアル	① 手作	機械の併月	(代替)	湿潤化できない	
	屋根葺き材 (理由) の外壁材 上 部構壁材 (影 ) 手 &	業 機械の併用 上部構造部の レ なし	④ 部位	コニアル	① 手作	機械の併月	(代替)	湿潤化できない	
	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由)	業 機械の併用 上部構造部の レ なし 業	取壊 9 種類	コニアル	① 手作	機械の併月	(代替)	湿潤化できない湿潤化する	
α	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由)	業機械の併用 上部構造部の レンなし 業機械の併用	和	コニアル	① 手作	機械の併月 業 機械の併月	(方法) (代替) (方法) (代替)	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない	時期
8.	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由)	業 機械の併用 上部構造部の レンなし 業 機械の併用	和	コニアル - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	① ① ② ③ ③ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	機械の併月 業 機械の併月 の	用 (方法) (代替) (代替) (大法) (代替)	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない ミ、及び、完了の	
8.	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (原棄物の発生見 (予廃	業 機械の併用 上部構造部の レレなし 業 機械の併用 込み量 棄物総量 ②	和	コニアル 2+3+4 3木材関道	① 手& ① 手作	機械の併月 業 機械の併月 9. の他	用 (方法) (代替) (代替) (代替) エ事着手 ① 着手 <sup>5</sup>	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない ニ、及び、完了の 平成 17 年 8 月	18
8.	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (原棄物の発生見 (可) (原文) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元) (元	業 機械の併用 上部構造部の レレなし 業 機械の併用 込み量 棄物総量 ②	和	コニアル 2+3+4 3木材関道	<ul><li>① 手&amp;</li><li>② 手作</li><li>□ 手作</li><li>□ 手&amp;</li><li>■ ④ぞん</li><li>✓ 0.15</li></ul>	機械の併月 業 機械の併月 の	用 (方法) (代替) (代替) (代替) エ事着手 ① 着手: ② 完了:	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない ニ、及び、完了の 平成 17 年 8 月 平成 17 年 9 月	¶ 18 ¶ 4
8.	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (を棄物の発生見	業 機械の併用 上部構造部の レンなし 業 機械の併用 込み量 棄物総量 ② 0 トン 1	型域 ④ 部位 取壊 ⑨ 種類 ⑩ 部位 ※①=( ○)石綿含有材 .80 トン	コニアル ②+3+4 ③木材関辺 0.05 トン	<ul><li>事 条</li><li>事 条</li><li>事 条</li><li>車 ④そく</li><li>✓ 0.15</li></ul>	機械の併用業機械の併用の他トン	用 (方法) (代替) (代替) (代替) エ事着	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない ニ、及び、完了の 平成 17 年 8 月	月 18 月 4 C事は
	屋根葺き材 (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由) (理由)	業機械の併用 上部構造部の レンなし 業機械の併用  込み量 棄物総量 ② トン 1 トン トン	取壊 ⑨ 種類 ① 部位 ※①=( ○石綿含有材 80 トン トン	コニアル ②+③+④ ③木材関ジ 0.05 トン	<ul><li>事 条</li><li>事 条</li><li>事 条</li><li>車 ④そく</li><li>✓ 0.15</li></ul>	機械の併月 業 機械の併月 り トン トン トン	用 (方法) (代替) (代替) (代替) エ事 着手 : ② 内、石	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない こ、及び、完了の 平成 17 年 8 月 平成 17 年 9 月 綿含有材の撤去」 8 月 25 日から	月 18 月 4 C事は 1 日間
	屋根 (型 レ 有 (型 レ 有 (型 レ 有 (車 1)	業機械の併用 上部構造部の 上がしない 業機械の併用 込み量 乗物総量 ② のトン 1 トントン ントントン コメント(特	和 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 2 3 3 4 3 5 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	① 手& ① 手作	機械の併月 業 機械の併月 り トン トン トン	用 (方法) (代替) (代替) (代替) エ事 着手 : ② 内、石	湿潤化できない 湿潤化する 湿潤化できない 二、及び、完了の 平成 17 年 8 月 平成 17 年 9 月 綿含有材の撤去」	月 18 月 4 C事は 1 日間

# 3. 現場での対応

# 3-1 足場・養生シートの設置

現場での安全確保と周囲への粉じん飛散防止のために、防炎シートを四囲に設置します。防炎シートによる粉じん飛散対策が効果的ですので、足場業者には通常のメッシュシートではなく防炎シートと発注してください。



四囲に足場・シートを設置



棟高までシートを設置

# 3-2 掲示板の設置と防護具の装着

作業者への注意喚起と近隣への告知のため、掲示板を見やすい場所に設置します。



作業者への注意喚起掲示



近隣へのお知しらせの掲示

- ●石綿等取扱いの作業の注意事項 …… 作業者が見やすい場所に。
- ●関係者以外の立ち入り禁止
- ●石綿含有建材の撤去作業中

…… 近隣の方が見やすい場所に。

また作業者は定められた防護服を装備します。

# 3-3 湿潤化

①屋根材を噴霧器等で湿潤しながら撤去作業 を行います



③釘抜き時も、必要に応じ湿潤します。



②手作業で撤去します。



④濡れすぎると足元がすべり危険ですので、 ご注意ください。



# 3-4 手ばらし作業

- ①屋根材を一枚ずつ丁寧に、できるだけ真もので手ばらししてください。
- ②防護マスクを装着しての作業は作業者にかかる負担が大きくなりますので、長時間作業は避けてください。
- ③墜落災害の防止のため、安全帯を使用します。





# 3-5 廃材の分別集積・一時保管

- (1) 石綿を含む廃棄物は、石綿を含まない他の建設廃棄物と分けて、袋詰め或いはシートで密閉し、集積 します。
- (2) 石綿を含む廃棄物を一時保管する場合は、飛散しないように湿らせます。また、一時保管場所の見や すい位置に石綿等の廃棄物の保管場所であることを表示し、管理責任者を配置します。
- ①屋根上で廃材を分別します。





⑤トラック等への集積後も適宜湿潤して発じん を抑制します。



②必要に応じて集積廃材を適宜湿潤します。



④屋根上の廃材は瓦上げ機で丁寧に降ろします。



⑥さらに発じん抑制のためのシートを被せます。



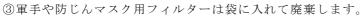
# 3-6 清掃その他

①屋根材の端材等をきれいに清掃し袋詰めして集積します。





②防じんマスク、作業衣、工具、機器、足場等について、付着した石綿を除去した後で作業場外に持ち 出します。





## 3-7 廃材の搬出

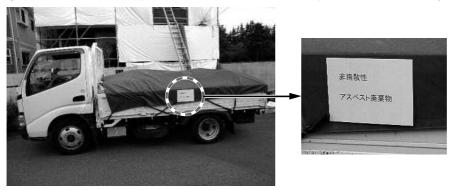
- (1) 石綿を含有した窯業外装材は、平成17年3月30日付けの環境省「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」に示されており、最終処分はその性状によっては安定型最終処分場に埋立処分できるとあります。処理にあたっては、各行政の指示に従ってください。
- (2) 排出事業者は、処理を委託する場合は、法に従い収集運搬業者、処分業者と書面により契約をしなければなりません。
- (3) 排出事業者は、処理を委託する場合「マニフェスト」を交付し、適正に処理されたことを確認し帳簿を作成しなければなりません。
- ①分別した廃材をトラックにシート掛けして 積み込みます。



②建設廃棄物マニフェストに必要事項を 記入します。



③トラックには排出廃棄物名(非飛散性アスベスト廃棄物等)を明示します。



# 3-8 保護具の管理

除去作業中に身体に付いた石綿を除去し、作業所で保管してください。

### 3-9 作業記録

常時当該作業に従事する作業者については、1ヶ月以内ごとに作業者の作業状況(氏名、作業の内容、異常の有無、措置の概況)を記録し、当該作業に従事しないこととなった日から、40年間保存してください。

# 4. 安全衛生

#### 4-1 保護县

解体対象の石綿含有製品の種類、及び解体作業における発じんの程度により、着用すべき保護具(呼吸用保護具、保護衣・作業衣)が決められています。下記に製品ごとの着用すべき保護具の概略を示します。なお、使用した保護具については、マスクフィルターは作業場外の持ち出し禁止、保護衣・作業衣については、他の衣服等から隔離して保存し、作業場外に持出すには、付着物を除去(ブラシ掛け、真空掃除機でも可)してから、作業場外に持ち出すことが義務づけられています。

## 窯業外装材の場合の着用保護具一覧(製品別)

保護具の種類	
呼吸用保護具*	半面形防じんマスク (フィルタ区分2) (発じん小) 但し、発じんが大きい場合は発じんのレベルに応じ選定
保護衣/作業衣***	[湿潤化できない場合]保護衣** [発じんが小さい場合]保護衣**/作業衣のいずれか

<sup>\*</sup> 使い捨て防じんマスクの使用不可

- \*\* 全身を覆う服(カバーオール)/またはつなぎ服、頭巾、シューズカバー
- \*\*\* 作業衣は、粉じんのつきにくい生地 (スベスベしたもので、付着した粉じんを払うとすぐ落ちるようなもの)

#### 4-2 特別教育

作業者に対し、当該作業に関する衛生のための教育を実施することが、石綿則にて義務づけられています。なお、教育の内容、時間については「石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程」(石綿則第27条第2項に基づく平成17年3月31日厚生労働省告示第132号)に定められています。このほかに、雇い入れの際に労働安全衛生法に定める「雇い入れ時教育」を行うことが義務づけられています。

# 4-3 作業主任者の選任

「石綿作業主任者」を選任することが、石綿則で義務づけられています。

石綿作業主任者の要件:

- (1)「特定化学物質等作業主任者技能講習」を平成18年3月31日までに修了した者
- (2)「石綿作業主任者技能講習」を平成18年4月1日以降に修了した者

なお、石綿作業主任者の職務は次の(1)~(2)です。

- (1) 作業方法の決定、労働者の指揮
- (2) 保護具の使用状況の監視

# 4-4 健康診断

作業者に対し、所定の健康診断を受けさせ、結果報告書を、所轄の労働基準監督署長に提出するとともに、当該 作業に従事しないこととなった日から、40 年間保管することが義務づけられています。 たとえば、

- (1) 雇い入れ時健康診断
- (2) 石綿健康診断
- (3) じん肺健康診断

などがあります。

*	次の内容を関係作業者に周知徹底	●管理NO —			
	参考 石綿含有建材(レベル	3 )撤去の <b>作業計画</b>	書、兼 記録	施工事業者	
1.	作業実施場所に関して				
	現場名 ●	様邸 住 所 ●			
2.	建築物の構造			3. 建物の階層	
			鉄筋コンクリート造 その他	<ul><li>□ 平屋建</li><li>□ 2階建</li><li>□ 3階建</li><li>□ その他</li></ul>	
4.	建築物に関する調査結果	● 実施日 年		調査者	
	① 建築物の状況 (築年数等)	•			
	③ 石綿含有建材 ● の有無		④ 施工場所、	● 6. 工程ごとの作業内容のとおり	
5.	<u>の角無</u> 工事着手前に実施する措置(	 の内容	部位		
	① 作業場所の 確保		② 搬出経路の 確保	•	
	③ 残存物品の ●		④ その他の	•	
6	排出の確認     石綿含有建材の除去前、除₃	 去時の措置の内容	特記事項		
0.	① 作業主任者の	(資格)	5)	6)	
	選定	(2/11/			
	② 作業従事者名 1)	2)	3)	4)	
	③ 労働者への 要・不要		シューズカバー	作業衣 保護眼鏡	
	粉塵ばくろ措置	+	方塵マスク・RS3、RL		
	④ 作業場所への 立入禁止措置 要・不要	L_  立入禁止看板  の掲示	⑤ 作業内容の 近隣への周知	要・不要	
	⑥ 労働者への 作業内容掲示 要・不要	□ 石綿等取扱い作業 の注意事項の掲示	⑦ 周辺環境対策	要・不要	
7.	工程ごとの作業内容、及び、	解体方法			
	工程 作業内容・分別解体方		同左の分別・解体		
	│	, ③ 種類	⑤ 	⑥	
			┃	· · —	
	葺   🕒 チャネ   手&機械の併用	④ 部位		湿潤化できない	
	材(理由)			(代替)	
	上 ⑦ 外壁材・上部構造部の	)取壊 ⑨ 種類	11)	12	
	部外  └── <sup>有</sup>		手作業	□□□ 湿潤化する	
	構壁 │⑧ ┃	10) 部位	│	併用 (方法)	
	部・(理由)	W HP		(代替)	
8.	 廃棄物の発生見込み量	<u> </u>	<u> </u>	 9. 工事着手、及び、完了の時期	
		※①=②+③+④ ②石綿含有材 □ ③木材関道		① 着手 平成 年 月 日	
	屋根部位トン	トントン		②完了平成年月日	
	外壁部位トン	<u>                                   </u>		③ 内、石綿含有材の撤去工事は、	
10	その他   トン   撤去工事の完了コメント(特	<u>トン トントン</u> :記車佰 笙 )	ノ	月日から日間	
10.	III.ムエザの兀」コグノト ( 村	心学识 寸 <i>/</i>		★撤去工事完了確認責任者の 印 	
	•		◇ 撤:	去完了日 月 日	